

建築基準法の一部改正に伴うルート 2 審査体制について

平成 27 年 6 月 1 日

豊橋市 建設部 建築指導課

建築基準法の一部を改正する法律の一部が平成 27 年 6 月 1 日から施行されます。豊橋市においては、令第 9 条の 3 における確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準（いわゆるルート 2）による確認申請については、規則第 3 条の 13 における特定建築基準適合判定資格者である建築主事（ルート 2 主事という）が審査しますので、指定構造計算適合性判定機関等で行う構造計算適合性判定は不要となります。